

大垣市第4次防犯基本計画

令和6年3月

大 垣 市

目 次

○ はじめに	1
第1章 防犯基本計画の方針	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の性格	6
第2章 犯罪を取り巻く状況	7
第1節 刑法犯認知件数の状況	7
第2節 刑法犯の罪種別認知件数の状況	9
第3節 街頭犯罪・侵入盗の状況	11
第4節 ニセ電話詐欺（特殊詐欺）の状況	16
第3章 安全安心まちづくりの推進	18
第1節 基本目標	18
第2節 数値目標	19
第3節 施策体系図	20
第4節 基本的施策の推進	21
第5節 推進体制と役割分担	27
第4章 計画の推進	29
第1節 計画の推進と進捗管理	29
第2節 計画の見直し	30

○ はじめに

犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、市民共通の願いであり、まちづくりを進めていく上で全ての基盤となるものです。

本市では、平成20年3月に、「大垣市安全安心まちづくり条例」を制定し、同条例第9条に基づき、防犯施策を計画的に推進するため、平成21年4月に、「大垣市防犯基本計画」を策定して、市民、市民団体、事業者、行政等が一体となり、様々な防犯施策を推進してきました。

こうした取り組みにより、本市の刑法犯認知件数は、令和3年には戦後最少の799件となり、ピーク時の平成14年の5,394件と比較して約15%にまで減少しました。

しかしながら、近年の社会環境の変化に伴い、快適な生活を送ることができる一方で、様々な場面において犯罪の被害に遭う状況が作り出されたほか、地域の連帯意識や人間関係の希薄化を招き、地域社会の犯罪抑止力が低下しつつあります。

また、最近の犯罪情勢においても、全国では、減少傾向が続いていた刑法犯認知件数が、令和4年には増加に転じたほか、急速に普及しているインターネットを悪用したサイバー犯罪の増加や、組織的に犯罪を敢行している特殊詐欺や連続強盗事件など、様々な犯罪が悪質かつ複雑化している状況が見られます。

本市においても、全国の傾向と同様に、刑法犯認知件数が令和4年に増加したほか、自転車盗をはじめとした街頭犯罪や、主に高齢者を狙い手口を複雑かつ巧妙化した特殊詐欺、また、闇バイトを利用した強盗事件等が身近なところで発生するなど、市民の安全で安心な暮らしが脅かされており、コロナ禍の収束とともにさらなる犯罪の増加が懸念されることから警戒が必要です。

このような状況に対し、犯罪のない安全で安心な地域社会を実現していくためには、行政の取り組みや警察活動の『公助』だけでなく、市民一人ひとりが自らの安全は自ら守る『自助』と、自治会等による自分たちの地域の安全は自分たちで守る『共助』が補い合い、助け合うことが不可欠です。

このたび、本市の第3次防犯基本計画期間の5年が経過するにあたり、新たに令和6年度から令和10年度までの5年間の第4次計画を策定することとなりました。

引き続き、市民、市民団体、事業者、行政等が協働し、「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちおおがき」の実現に向け、防犯まちづくりを推進していきます。

第1章 防犯基本計画の方針

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成20年3月に「大垣市安全安心まちづくり条例」を制定し、市民、市民団体、事業者、行政等の関係機関が一体となって犯罪や交通事故のない安全で安心な地域社会の実現に向け取り組んでいます。

また、「大垣市防犯基本計画」は、安全で安心な地域社会の実現に向け、本市の防犯まちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成21年度から5年毎に策定しています。

さらに、この計画を具体化するため、各年度に「大垣市防犯行動計画」を策定し、防犯への取り組みを推進しています。

本計画は、「大垣市第3次防犯基本計画」の計画期間が満了することに伴い、引き続き、安全安心まちづくりを推進するため、第4次計画として策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

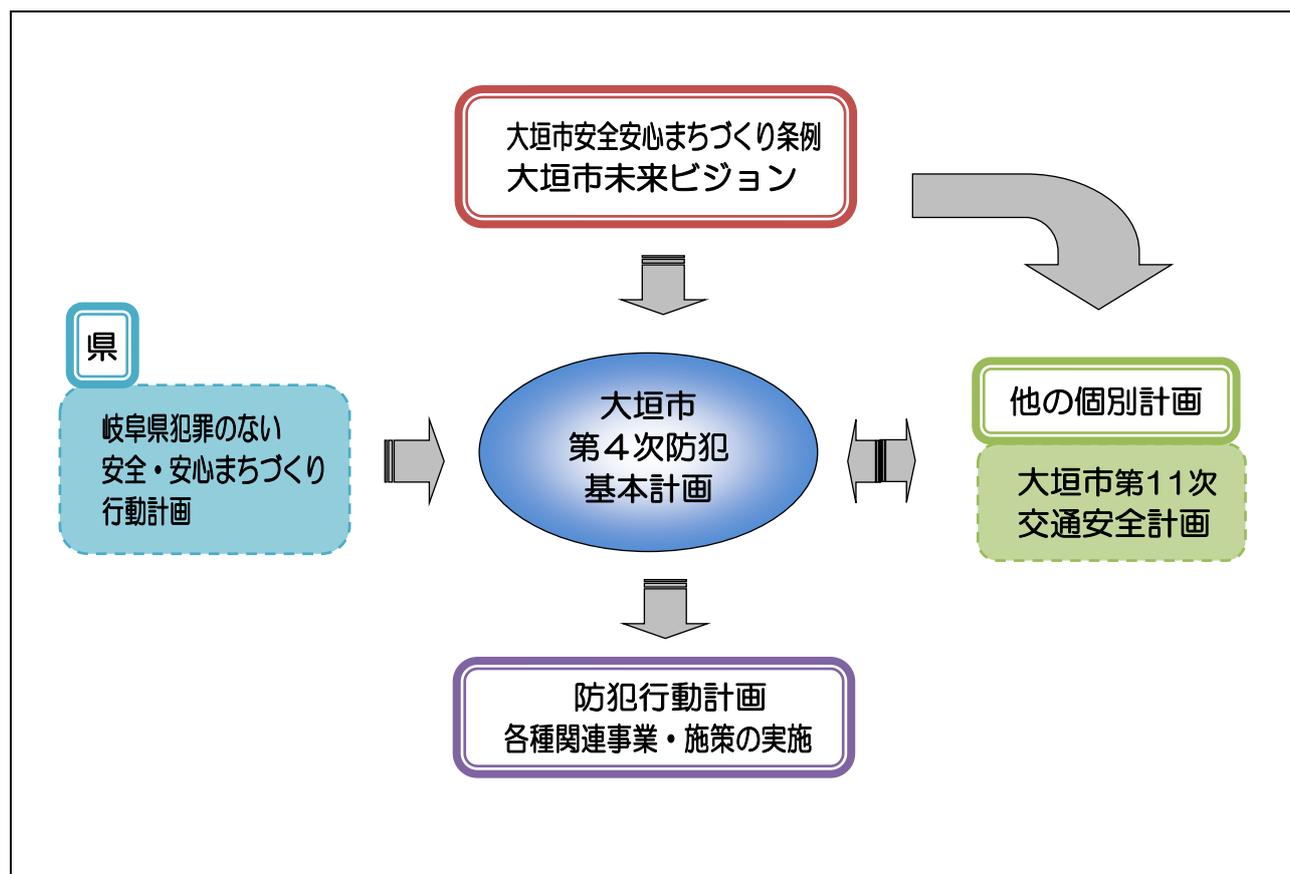
この計画は、防犯対策に関する施策の基本的方向性を定めたものであり、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

また、市政運営の指針となる「大垣市未来ビジョン」との整合を図るとともに、「大垣市安全安心まちづくり条例」の犯罪、災害、交通事故等を防止する施策の実現を防犯まちづくりの側面から推進するものです。

さらに、岐阜県の「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」の方向性を反映しています。

なお、策定にあたっては「SDGs」（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みを勘案して策定します。

〔計画の位置づけ〕



【大垣市未来ビジョン】

○ 大垣市未来ビジョンにおける施策の位置づけ

大垣市未来ビジョンでは、2018年から30年後に現代の子どもたちが主役となる本市のあるべき姿として未来都市像を「みんなで創る 希望あふれる産業文化都市」と定めています。

また、その未来都市像を実現するために、未来都市像を構成するまちの姿を「未来のピース」として定め、未来のピースごとに各分野における施策を位置づけています。

未来のピース	分野
1 みんなが住みやすいまち (都市基盤)	① 土地利用・市街地、② 住生活、③ 景観・公園・緑化、④ 水道・下水道、⑤ 総合交通・道路、⑥ 移住・定住、⑦ 情報通信
2 みんなが元気なまち (産業振興)	① 産業、② 商業、③ 農業、④ 森林・林業、⑤ 観光、⑥ 労働
3 みんなが安心するまち (生活環境)	① 治水、② 防災、③ 消防・救急、④ 生活安全、⑤ 生活環境、⑥ 廃棄物
4 みんながあったかいまち (健康・福祉・人権)	① 健康、② 医療、③ 地域福祉、④ 障がい者(児)福祉、⑤ 高齢者福祉、⑥ 社会保障、⑦ 人権、⑧ 男女共同参画・多文化共生
5 みんなが成長するまち (人づくり)	① 子育て支援、② 青少年健全育成、③ 学校教育、④ 生涯学習、⑤ 生涯スポーツ、⑥ 文化振興
6 みんなが主役のまち (市民協働)	① 市民協働、② 行政経営

【大垣市安全安心まちづくり条例における「防犯基本計画」の位置づけ】

○ 大垣市安全安心まちづくり条例（抜粋）

第2章 防犯基本計画等

(防犯基本計画の策定及び公表)

第9条 市は、犯罪を防止する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大垣市防犯基本計画を策定するものとし、計画の策定又は変更に当たっては、大垣市防犯推進協議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、大垣市防犯基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

〔SDGsの17の目標〕



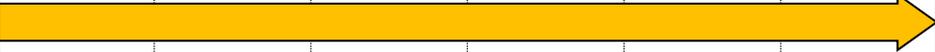
第3節 計画の性格

1 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、計画の期間の途中でも、社会経済情勢等の変化を踏まえて見直しを行います。

〔計画の期間〕

	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
第4次防犯基本計画	策定					
未来ビジョン						

2 計画の対象犯罪

この計画では、街頭犯罪（自動車盗難、オートバイ盗難、自転車盗難、車上ねらい、ひったくり、部品ねらい及び自動販売機ねらい）や侵入窃盗、子どもや女性、高齢者等に対する犯罪（ニセ電話詐欺や虐待等）など、市民の身近で発生する犯罪を対象とします。

第2章 犯罪を取り巻く状況

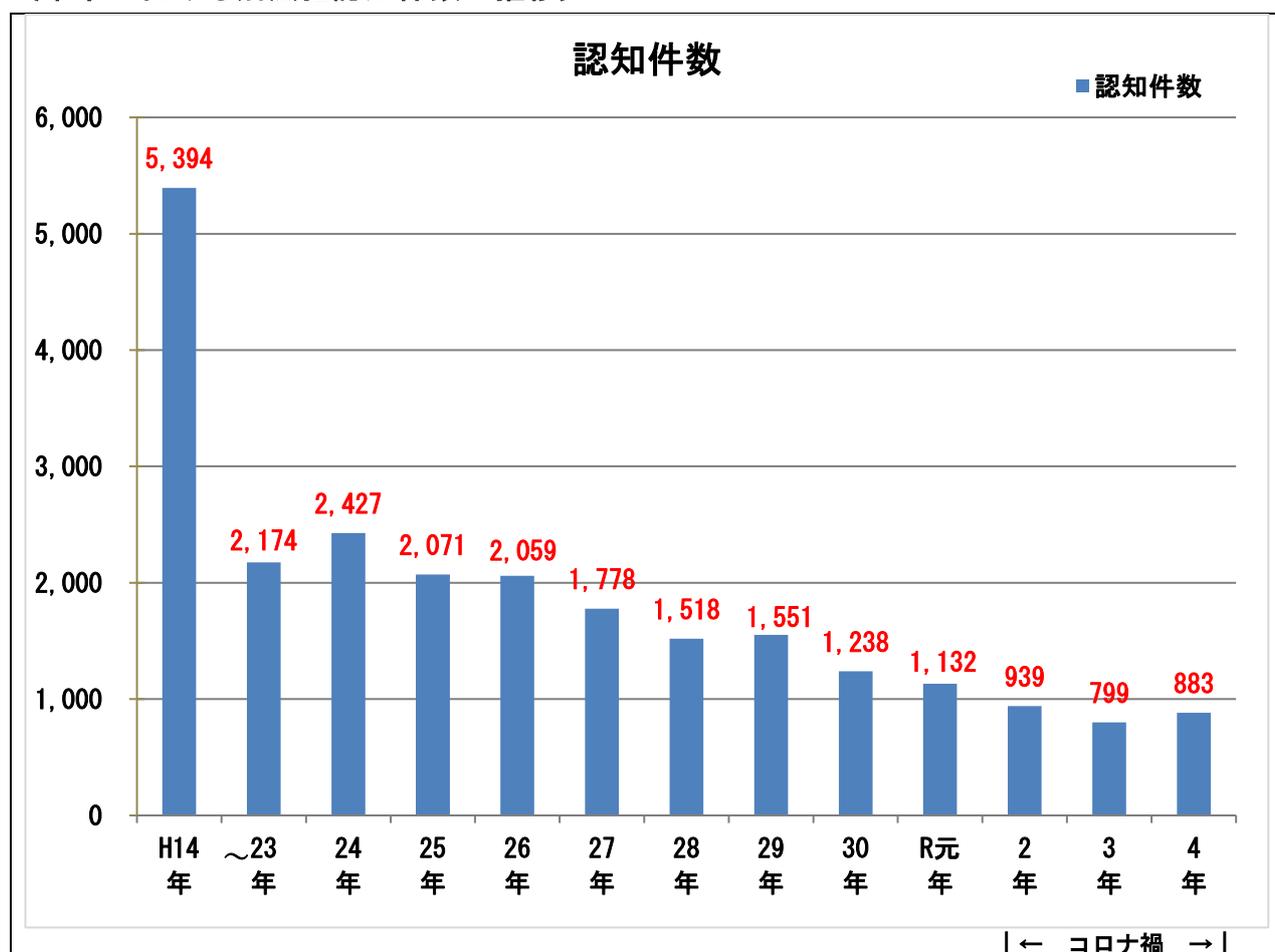
第1節 刑法犯認知件数の状況

本市における刑法犯の認知件数は、平成14年をピークに減少傾向が続いており、令和4年は883件となっています。

なお、コロナ禍の令和3年における認知件数799件は、過去最高であった平成14年の5,394件と比較すると約85%減となっており、最少件数を記録しています。

刑法犯認知件数とは、警察が認知した刑法に規定された犯罪の件数をいいます。

〔本市における刑法犯認知件数の推移〕



- ※ 平成15年～令和3年：「さわやかパトロール」実施
 平成16年：「さわやかみまもりEye」開始
 平成18年：「さわやかみまもりネット」開始
 平成27年：防犯カメラ等設置事業補助金制度開始

1 さわやかみまもりEye

区分	内容
施策概要	市民を中心とした防犯ボランティアによる地域防犯パトロール活動。 団体または個人で登録し、地域における防犯パトロールや子どもの登下校時の見守りなどを行う。
登録者数	157団体 (1,871人) + 80個人 合計1,951人

(令和5年4月1日現在)

2 さわやかみまもりネット

区分	内容
施策概要	事件発生情報や、不審者発見情報などを登録者のパソコンまたは携帯のメールに発信し、情報の共有を図る。
登録者数	大垣警察署情報：9,234人 養老警察署情報：2,452人 学校すぐメール：15,818人

(令和5年4月1日現在)

3 防犯カメラ等設置事業補助金

区分	内容
施策概要	地域の見守り活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取り組みを支援するため、自治会が設置する防犯カメラ等の設置費用の一部を補助する。
交付実績	交付団体：32自治会 設置台数：93台 交付額：21,496,000円

(平成27年度～令和4年度実績)

第2節 刑法犯の罪種別認知件数の状況

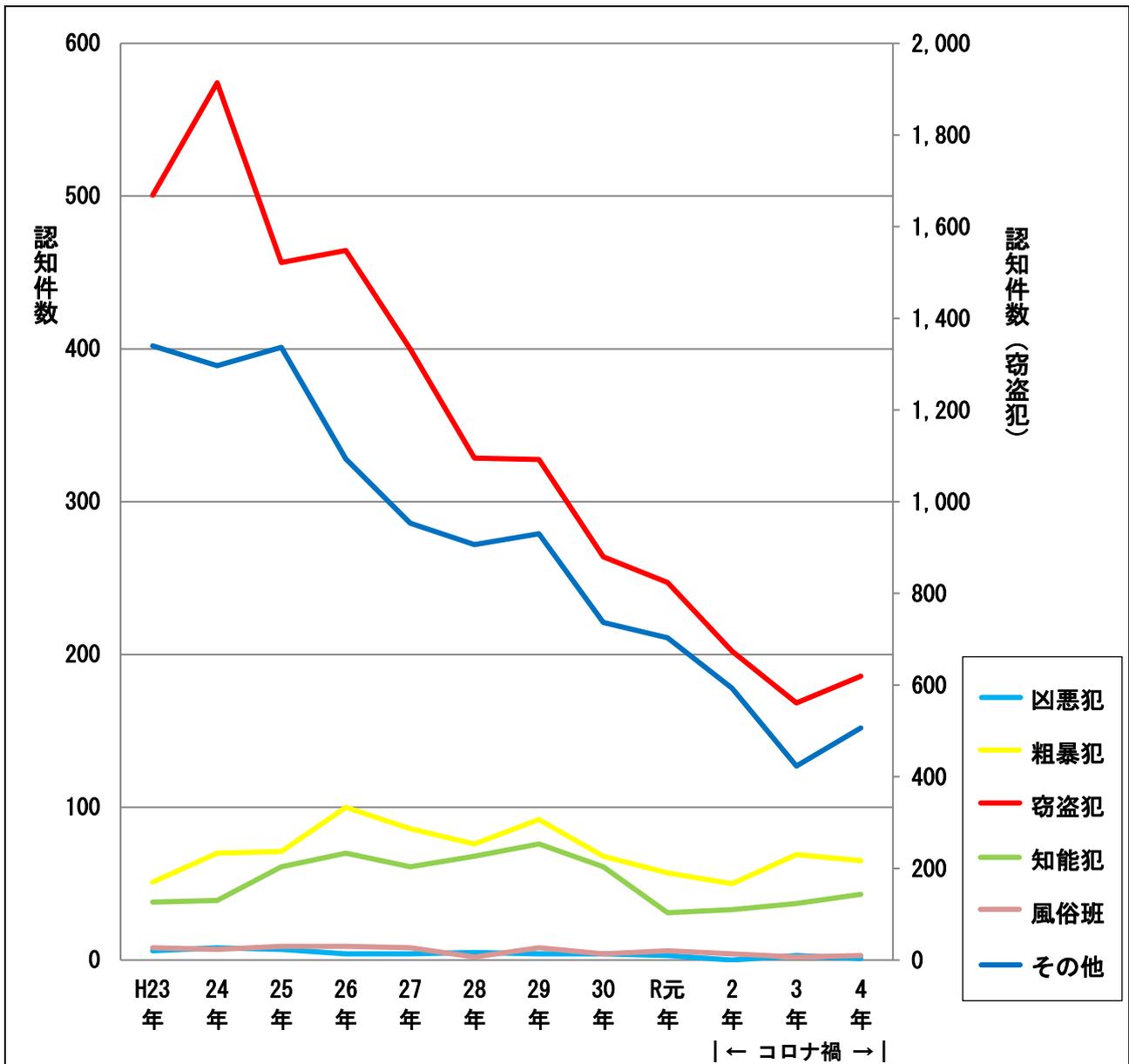
本市における刑法犯の罪種別認知件数の状況を見ると、窃盗犯の件数が大きく減少していますが、全刑法犯に対する割合は、依然として約7割以上で推移しており、最も多くなっています。

また、平成23年から令和4年まで、全体に占める割合に大きな変動は見られません。

〔本市の刑法犯の罪種別認知件数の推移〕

年	上段：認知件数 / 下段：全認知件数に対する割合 (%)						
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
平成23年	6	51	1,669	38	8	402	2,174
	0.28	2.35	76.77	1.75	0.37	18.48	100.00
24年	8	70	1,914	39	7	389	2,427
	0.33	2.88	78.86	1.61	0.29	16.03	100.00
25年	7	71	1,522	61	9	401	2,071
	0.34	3.43	73.49	2.95	0.43	19.36	100.00
26年	4	100	1,548	70	9	328	2,059
	0.19	4.86	75.18	3.40	0.44	15.93	100.00
27年	4	86	1,333	61	8	286	1,778
	0.22	4.84	74.97	3.43	0.45	16.09	100.00
28年	5	76	1,095	68	2	272	1,518
	0.33	5.01	72.13	4.48	0.13	17.92	100.00
29年	4	92	1,092	76	8	279	1,551
	0.26	5.93	70.41	4.90	0.52	17.98	100.00
30年	4	68	880	61	4	221	1,238
	0.32	5.50	71.08	4.93	0.32	17.85	100.00
令和元年	3	57	824	31	6	211	1,132
	0.26	5.04	72.79	2.74	0.53	18.64	100.00
2年	0	50	674	33	4	178	939
	0	5.32	71.78	3.51	0.43	18.96	100.00
3年	3	69	561	37	2	127	799
	0.38	8.64	70.21	4.63	0.25	15.89	100.00
4年	1	65	619	43	3	152	883
	0.11	7.36	70.10	4.87	0.34	17.22	100.00

〔本市の刑法犯の罪種別認知件数の推移〕



※ 窃盗犯のグラフの縦軸（件数）のみ右側

〔参考：犯罪類型〕

凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
殺人・強盗 放火・強姦	暴行・傷害 脅迫・恐喝 凶器準備集合	侵入盗 乗物盗 非侵入盗	詐欺・横領 偽造	賭博 わいせつ	左記以外 器物破損 住居侵入等

第3節 街頭犯罪・侵入盗の状況

1 街頭犯罪・侵入盗の認知件数

本市における街頭犯罪や住宅、事務所等への侵入盗を含めた犯罪件数は、近年、減少傾向にあるものの、全刑法犯に対する割合が令和4年は約35%を占めており、市民の身近なところで発生する犯罪が多い状況となっています。

〔本市の街頭犯罪・侵入盗の認知件数の推移〕

年	上段：街頭犯罪認知件数 / 全認知件数に対する割合 (%)								侵入盗認知件数 / 割合 (%)	合計
	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	小計		
平成	4	32	82	408	237	131	28	922	211	1,133
23年	0.18	1.47	3.77	18.77	10.90	6.03	1.29	42.41	9.71	52.12
24年	0	20	87	553	256	136	24	1,076	215	1,291
	0.00	0.82	3.58	22.79	10.55	5.60	0.99	42.41	8.86	53.19
25年	2	8	36	479	185	91	19	820	167	987
	0.10	0.39	1.74	23.13	8.93	4.39	0.92	39.59	8.06	47.66
26年	2	20	66	462	217	53	15	835	116	951
	0.10	0.97	3.21	22.44	10.54	2.57	0.73	40.55	5.63	46.19
27年	2	18	18	319	167	54	6	584	121	705
	0.11	1.01	1.01	17.94	9.40	3.03	0.38	32.85	6.81	39.65
28年	3	13	19	269	105	45	7	461	110	571
	0.20	0.86	1.25	17.72	6.92	2.96	0.46	30.37	7.25	37.62
29年	1	6	18	235	227	43	25	555	127	682
	0.06	0.39	1.16	15.15	14.64	2.77	1.61	35.78	8.19	43.97
30年	1	5	5	226	111	28	2	378	118	496
	0.08	0.40	0.40	18.26	8.97	2.26	0.16	30.53	9.53	40.06
令和	0	7	4	216	75	21	0	323	104	427
元年	0	0.62	0.35	19.08	6.62	1.86	0	28.53	9.19	37.72
2年	1	8	2	152	66	25	1	255	62	317
	0.11	0.85	0.21	16.19	7.03	2.66	0.11	27.16	6.60	33.76
3年	0	8	2	101	57	11	1	180	31	211
	0	1.00	0.25	12.64	7.13	1.38	0.13	22.53	3.88	26.40
4年	0	10	6	155	55	19	2	247	61	308
	0	1.13	0.68	17.55	6.23	2.15	0.23	27.97	6.91	34.88

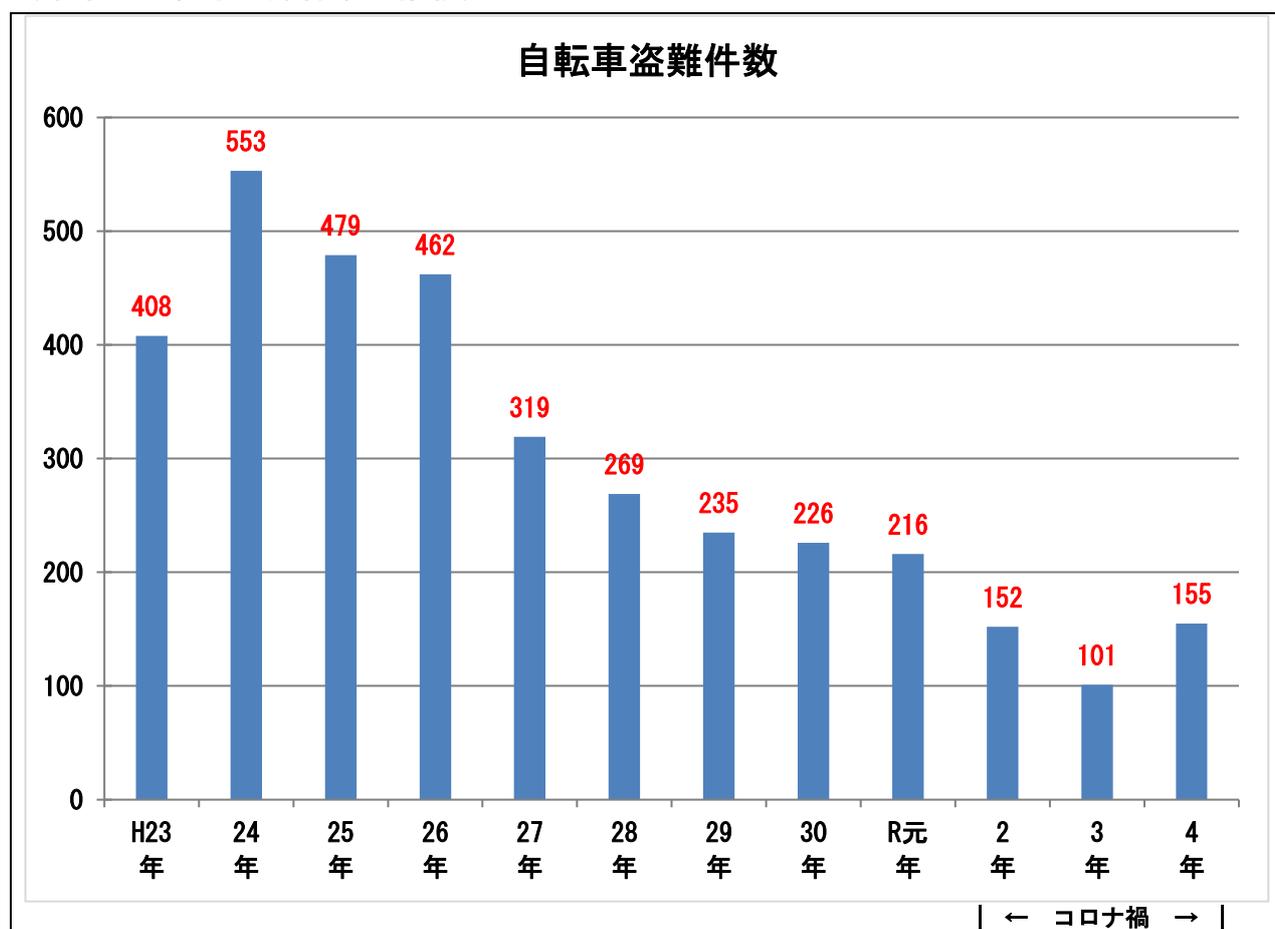
※ 割合は、全刑法犯認知件数に対するものです。

2 自転車盗難件数

本市における自転車の盗難件数は、令和4年は155件発生し、全刑法犯認知件数に対する割合が最も高く約18%を占めています。

平成24年以降の件数は減少傾向が続いており、とりわけコロナ禍の令和3年においては101件と大幅に減りましたが、令和4年は増加に転じて前年比で54件増となっています。

〔本市の自転車盗難件数の推移〕

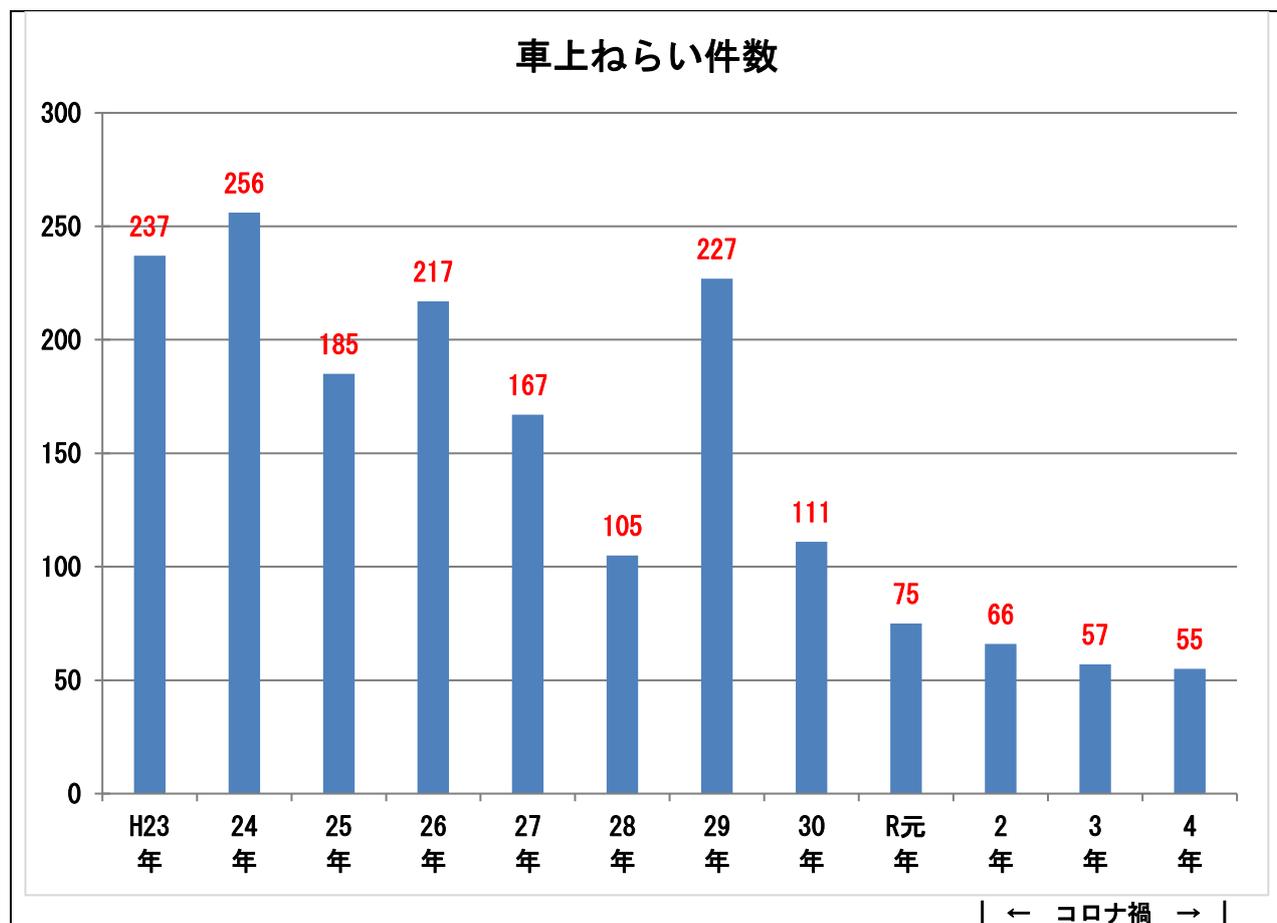


3 車上ねらい件数

本市における車上ねらい件数は、令和4年は55件発生し、全刑法犯認知件数に対する割合は約6%を占めています。

平成30年以降、件数は5年連続して減少しており、令和4年については過去12年で最少の件数になっています。

〔本市の車上ねらい件数の推移〕

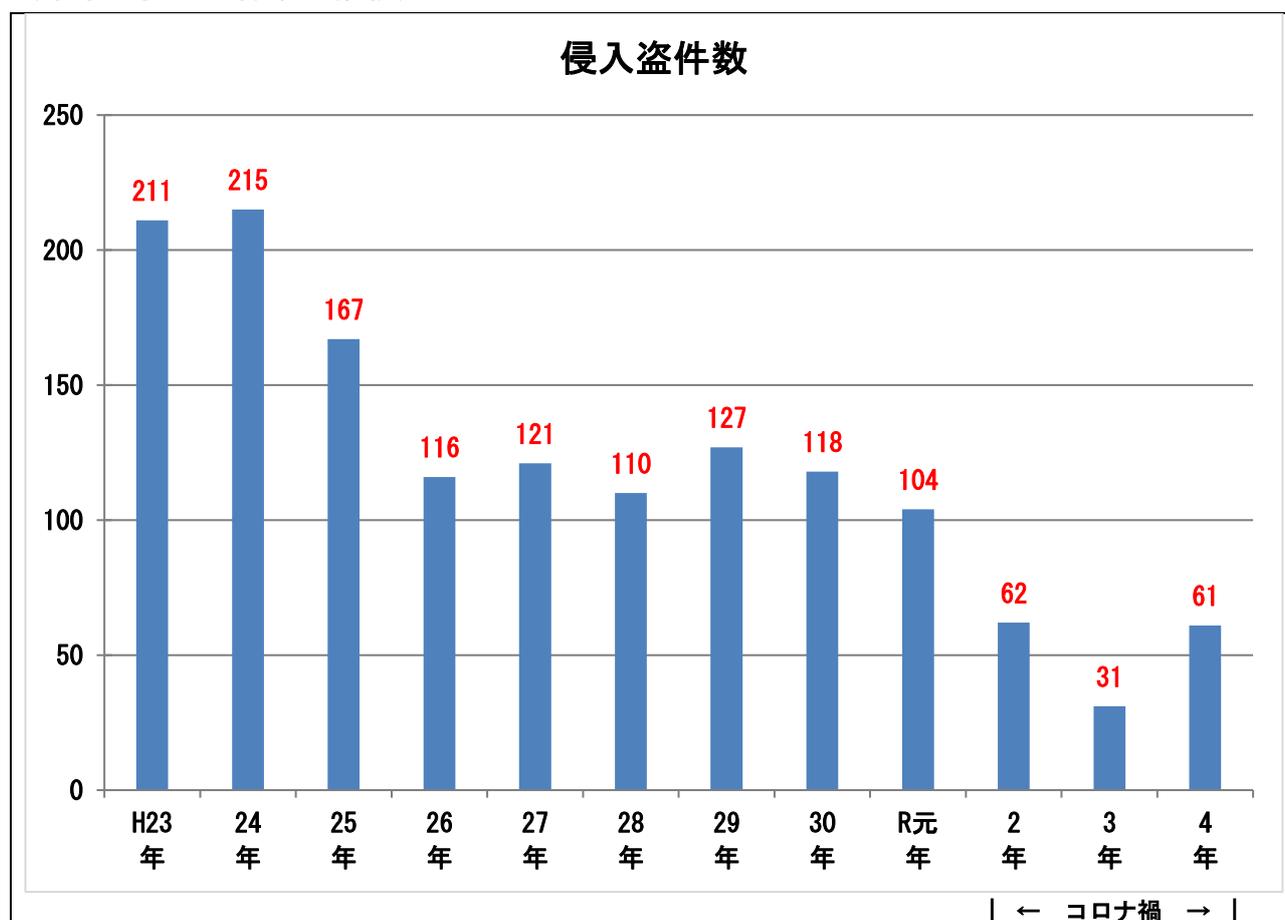


4 侵入盗件数

本市における侵入盗件数については、令和4年は61件発生し、全刑法犯認知件数に対する割合は約7%を占めています。

近年の件数は減少傾向が続いており、とりわけコロナ禍の令和2年と3年においては大幅に減りましたが、令和4年は増加に転じて前年比で30件増となっています。

〔本市の侵入盗件数の推移〕



第4節 ニセ電話詐欺（特殊詐欺）の状況

本市におけるニセ電話詐欺の認知件数は、令和元年から4年まで増減を繰り返していますが、被害金額については、コロナ禍の令和2年から4年において右肩上がりに増加しています。

また、抑止対策推進の一方で新たな犯罪手口も出現しています。

被害は全国的に高齢者を中心に高い水準で発生しており、依然として大きな脅威となっています。

〔本市の二セ電話詐欺（特殊詐欺）の認知件数・被害金額の推移〕

(単位：万円、%)

区分	令和元年				令和2年			
	認知件数		被害金額		認知件数		被害金額	
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
ニセ電話詐欺	10	100	1,497	100	18	100	2,514	100
振り込み詐欺	10	100	1,497	100	13	72	1,864	74
オレオレ詐欺	4	40	210	14	1	5.5	200	8
架空請求詐欺	2	20	1,051	70	1	5.5	100	4
融資保証金詐欺	3	30	215	15	0	0	0	0
還付金詐欺	1	10	20	1	0	0	0	0
預貯金詐欺	0	0	0	0	11	61	1,564	62
振り込み類似詐欺	0	0	0	0	5	28	650	26
金融商品取引	0	0	0	0	0	0	0	0
ギャンブル必勝法	0	0	0	0	0	0	0	0
異性紹介	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	5	28	650	26

区分	令和3年				令和4年			
	認知件数		被害金額		認知件数		被害金額	
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
ニセ電話詐欺	19	100	2,622	100	11	100	4,165	100
振り込み詐欺	13	68	2,199	84	9	82	4,068	98
オレオレ詐欺	4	21	650	25	4	36	3,200	77
架空請求詐欺	1	5	12	0.5	1	10	140	3
融資保証金詐欺	0	0	0	0	0	0	0	0
還付金詐欺	8	42	1,537	58.5	2	18	201	5
預貯金詐欺	0	0	0	0	2	18	527	13
振り込み類似詐欺	6	32	423	16	2	18	97	2
金融商品取引	0	0	0	0	0	0	0	0
ギャンブル必勝法	0	0	0	0	0	0	0	0
異性紹介	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	6	32	423	16	2	18	97	2

第3章 安全安心まちづくりの推進

第1節 基本目標

基本目標は、以下のとおりとします。

「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちおおがき」の実現

第2節 数値目標

市民、市民団体、事業者、行政等が協働し、市民が安全で安心して暮らすことができる「防犯まちづくり」を推進するため、計画の数値目標を設定します。

【目標値】 刑法犯認知件数

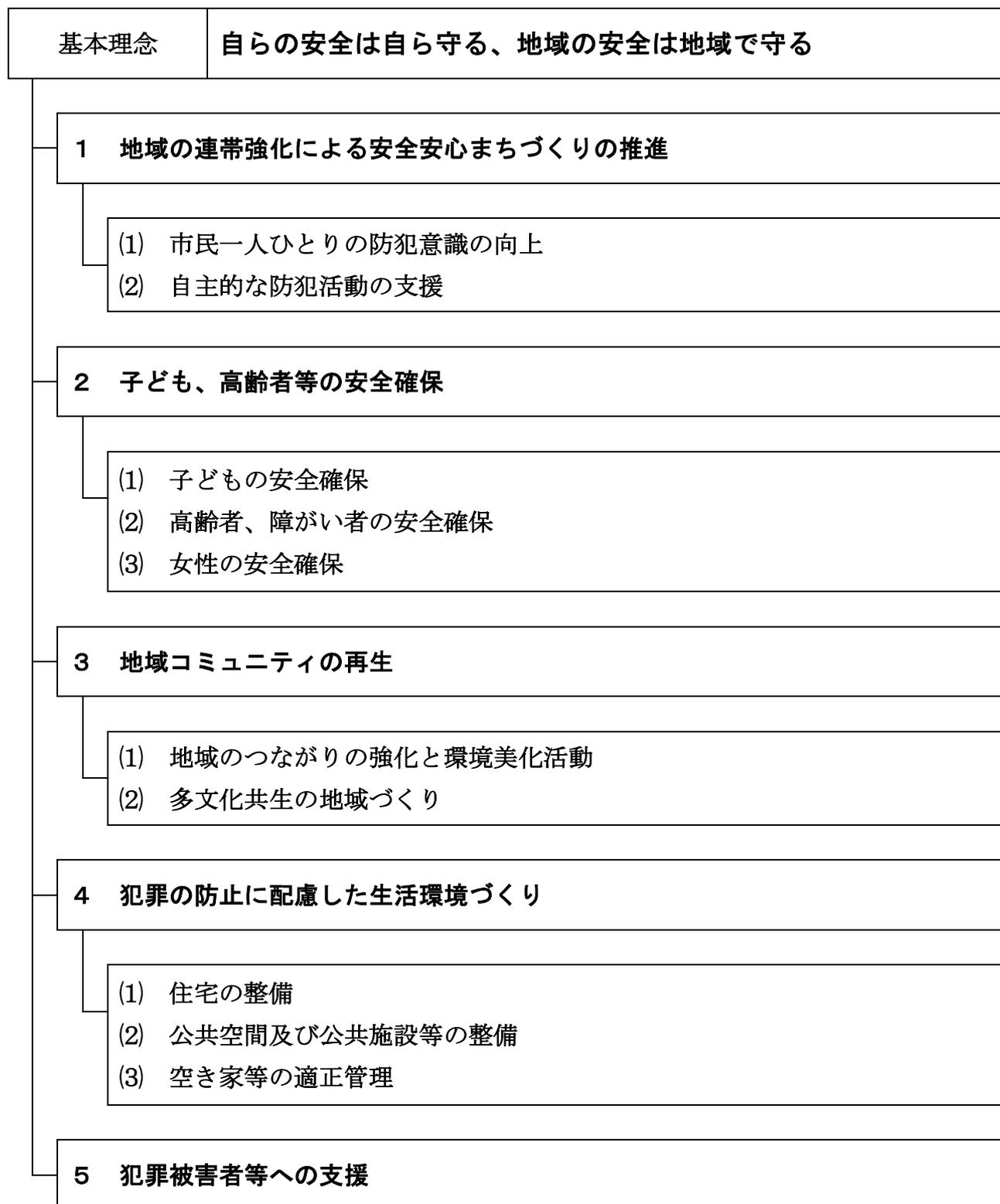
令和元年 1,132件 → 令和10年 970件以下を目標とする。

↓ 毎年約3%削減（5年で約14%削減）

※令和2～4年はコロナ禍による外出制限等で大幅に刑法犯認知件数が減少したため令和元年を基準とします。

第3節 施策体系図

この計画の基本目標を達成するため、基本理念を掲げ、今後5年間の推進施策の体系図を、以下のとおり示します。



第4節 基本的施策の推進

本計画における目標の達成に向かって、安全安心まちづくりに関する具体的な施策を展開していくために、次の事項を基本として市の取り組みを行っていきます。

1 地域の連帯強化による安全安心まちづくりの推進



市民等の犯罪被害の防止が図られるよう、市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、市民等による自主的な防犯活動が今後とも継続され地域の安全が図られるよう、防犯に関わる様々な主体の適切な役割分担と連携・協力を図ります。

(1) 市民一人ひとりの防犯意識の向上

市民一人ひとりの「自らの安全は自ら守る」という防犯意識の高揚を図り、安全安心なまちづくりを推進するため、広報おおがきやホームページ等を活用した広報啓発の充実や、メール配信サービス等を使用した地域の安全情報の提供に努めます。

(2) 自主的な防犯活動の支援

「地域の安全は地域で守る」を合言葉によって展開される「さわやかみまもりEye」による地域防犯パトロール活動や、自治会が道路に設置する防犯カメラ等への補助を実施し、自主的な防犯活動の支援に努めます。

2 子ども、高齢者等の安全確保



子どもや高齢者、障がい者、女性等の特に犯罪の防止に配慮を要する人について、被害防止等の取り組みを進めるとともに、地域住民が連携し、地域全体で見守る活動の推進を図ります。

(1) 子どもの安全確保

子どもの安全確保のため、保護者、地域住民及び警察等と協力・連携し、学校、児童福祉施設及び通学路等の安全確保や、子どもが健全に育つことのできる安全教育等の充実や健全育成、非行防止、虐待防止に関する取り組みに努めます。

① 学校等及び通学路等における安全確保

地域ぐるみで学校、児童福祉施設、通学路、公園等の安全確保のため、青色回転灯装着公用車によるパトロールの実施や子ども110番の家の設置支援等に努めます。

また、空地・空家の所有者・管理者に対し、管理徹底と防犯上の必要な措置が講ぜられるよう求めています。

② 安全教育の推進

子どもが犯罪被害に遭わないようにするために、危険を予測し、回避できる能力を身につけるための安全教育として、学校、保育園、認定こども園等における防犯訓練等の推進に努めます。

また、子どもの規範意識や責任意識、他人を思いやる心、命を大切にする心、豊かな感受性を育む心の教育として、防犯教育の充実に努めます。

③ 健全育成・非行防止、虐待防止

子どもや青少年が健全に育ち、非行に走らない地域づくりのため、小中学校周辺や大型商業施設等の巡回や街頭指導を実施するとともに、有害な環境を浄化する違反広告物の簡易除去活動等に努めます。

また、子どもが虐待されない地域づくりを推進するため、通報システムの充実や、関係機関との連携強化に努めます。

(2) 高齢者、障がい者の安全確保

ニセ電話詐欺（特殊詐欺）や悪質商法、空き巣等の犯罪被害に遭いやすい高齢者や障がい者の安全確保のため、大型商業施設等でのニセ電話詐欺（特殊詐欺）等の注意喚起を実施するとともに、地域において安全で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携して高齢者等社会的弱者に対する相談や支援を行うなど、地域ぐるみの取り組みに努めます。

(3) 女性の安全確保

痴漢等の性被害、ストーカー、DV等の犯罪被害に遭いやすい女性の安全確保のための広報啓発活動や、県の女性相談センターとの連携による緊急一時保護等を実施し、女性が地域において安全で安心して暮らすことができるような取り組みに努めます。

3 地域コミュニティの再生



自主的な防犯活動だけでなく、地域の実情に応じて行われる地域共同活動を通して、地域の絆づくりに関する取り組みが地域ぐるみで進められるよう支援を行うことで、地域の連帯を深め、地域コミュニティの再生を図ります。

(1) 地域のつながりの強化と環境美化活動

「破れ窓理論」により犯罪の少ないまちづくりにもつながる生活環境の美化活動や、子どもたちの教育を地域の絆とする新しい地域コミュニティづくり等を通して、地域ぐるみの取り組みが進められるよう、地域の絆づくりの推進に努めます。

※ 破れ窓理論（割れ窓理論）とは

従来まで軽微な犯罪とされていた行為（公共空間での落書き、酔っ払い、物乞い等）であっても、それがコミュニティの利益を大きく侵害するものであるならば、行政や警察、コミュニティは真剣に考え、対策を講じなければならないとするもの。

(2) 多文化共生の地域づくり

在住外国人も地域で暮らす市民の一人として位置づけ、安全で安心な生活のための情報提供等の充実を図りながら、在住外国人に対応する行政相談窓口を設置するなど、地域活動への参画を促進することによる多文化共生の地域づくりの推進に努めます。

4 犯罪の防止に配慮した生活環境づくり



市民等による自主的な防犯活動の促進とともに、犯罪の防止に配慮した生活環境づくりが重要であることから、施設や設備等の生活環境整備の促進を図ります。

(1) 住宅の整備

空き巣等の侵入盗や、住居侵入、放火等の犯罪防止を図るため、戸建て住宅や長屋住宅、共同住宅における防犯対策を進めるとともに、防犯に配慮した住宅の整備促進の広報啓発活動や、市民一人ひとりの住宅に対する防犯意識の向上を図るほか、住宅関連の事業者に対して、防犯性の高い住宅の普及促進に努めます。

(2) 公共空間及び公共施設等の整備

街頭犯罪をはじめ、侵入盗や放火等のあらゆる犯罪を防止するため、道路及び公園等における公共空間の整備や、学校、駐車場等の公共施設における防犯カメラの設置など、防犯対策の推進に努めます。

(3) 空き家等の適正管理

空き家等が犯罪の温床となるのを防止するため、空き家及び空き地の管理者に対して、火災の危険がある空き家に対する除去等の指導を行うとともに、空き家バンクの活用等、適正管理に努めます。

5 犯罪被害者等への支援



県、警察、犯罪被害者支援団体等と協力して、ぎふ犯罪被害者支援センター等の専門機関への紹介や犯罪被害者等への支援についての広報啓発活動など、犯罪被害者等の権利利益を守るため、相談、情報提供、啓発などの支援に努めます。

第5節 推進体制と役割分担

1 推進体制

本計画の策定・推進及び本計画をより具体的にするため、毎年度「大垣市防犯行動計画」を策定するにあたり、「大垣市安全安心まちづくり条例」の規定に基づき設置する「大垣市防犯推進協議会」を中心として、市民、市民団体、事業者、学校、警察及び県並びに関係機関が相互に連携・協力し一体となって、安全で安心な地域社会の実現に向け各種施策を推進していきます。

2 市の役割

- (1) 「大垣市防犯推進協議会」を設置し、防犯基本計画の策定や基本計画をより具体化した「大垣市防犯行動計画」を毎年度策定するとともに、進行管理を行い「安全安心まちづくり」に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- (2) 市民、市民団体、事業者、学校、警察、県、その他関係機関と連携し、地域の実情に即した施策を推進するとともに、地域の安全安心まちづくりに関する自主的な活動を積極的に支援します。

3 市民の役割

- (1) 「自らの安全は自ら守る」という考えのもと、市民一人ひとりが犯罪の被害者とならないよう、自らの安全の確保に努めます。
- (2) 市、市民団体、事業者、学校、警察、その他関係機関が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めます。

4 市民団体の役割

- (1) 「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、地域における犯罪防止に努めます。
- (2) 市、事業者、学校、警察、その他関係機関が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めます。

5 事業者の役割

- (1) 所有・管理する営業施設や事業活動において、犯罪の被害に遭わないような環境づくりに努めます。
- (2) 地域の一員として、地域の防犯活動に参加するとともに、市、市民団体、学校、警察、県、その他関係機関が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めます。

6 学校の役割

- (1) 市、市民、市民団体、警察、県、その他関係機関と連携し、児童・生徒が犯罪に遭わないための教育及び、犯罪を起こさせないための教育に努めます。
- (2) 学校内及び通学路等における児童・生徒の安全確保のための措置を講ずるよう努めます。

7 警察の役割

- (1) 犯罪情報の提供や、徹底した犯罪の取り締りに努めます。
- (2) 地域の防犯活動や、防犯に配慮した都市空間づくりにおける実務上の支援を行うとともに、市、市民、市民団体、事業者、学校、その他関係機関等と連携し、安全安心まちづくりの推進に努めます。

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進と進捗管理

この計画の進捗状況等を踏まえながら、計画的に施策の推進を図るとともに、各部局間
はもとより、国や県、市民、市民団体、事業者、学校、警察、その他関係機関と連携し、
効果的な施策の実施に努めます。

また、「大垣市防犯行動計画」を毎年策定し、大垣市防犯推進協議会において定期的に
進捗管理や評価等を行うとともに、必要に応じて目標値等の見直しを図ります。

第2節 計画の見直し

この計画は、「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに見直しを行います。

ただし、計画期間中であっても、社会経済情勢の変化や新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

大垣市第4次防犯基本計画

令和6年3月

発行 岐阜県大垣市生活環境部

編集 危機管理室

岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

電話 (0584) 47-7385